

4-6. その他分野

【その他（その他） ①】

<p>規制・制度改革事項</p>	<p>食品添加物の指定手続の簡素化・迅速化</p>
<p>規制・制度改革の概要</p>	<p>① 厚生労働省は国際汎用添加物 45 品目の内、いまだ食品健康影響評価の依頼を行っていない9品目の食品添加物について、早急に評価依頼資料を取りまとめ、食品安全委員会に正式に評価依頼を行う。食品安全委員会はこれを正式に受理し、審議を速やかに開始する。          &lt;平成 23 年 4 月中措置&gt;</p> <p>② 食品安全委員会は以下（1）、（2）の要件を満たす食品添加物の食品健康影響評価を行うに際しては、客観的かつ中立公正な評価による食品の安全性の確保を前提として、「JECFA の安全性評価が終了し、欧米諸国で長期間使用が認められているいわゆる国際汎用添加物（国際汎用香料を除く。）については、最新の科学的知見も調査した上で、原則として JECFA 及び欧米諸国で行われた評価書に基づく評価（評価書評価）を行う。」という「添加物に関する食品健康影響評価指針（平成 22 年 5 月食品安全委員会策定）」に記載する考え方を徹底する。          &lt;平成 23 年度中措置&gt;</p> <p>（1）国際的に安全性評価が終了し、一定の範囲で安全性が確認されているもの</p> <p>（2）欧米で広く使用が認められており国際的必要性が高いもの</p> <p>③ 食品安全委員会に正式な評価依頼をするために必要となる資料について、早期に食品安全委員会の評価プロセスに移行するためのより具体的なガイダンスを策定する。          &lt;平成 23 年度中措置&gt;</p> <p>④ 食品安全委員会事務局と厚生労働省の連携を強化するための具体策を策定する。&lt;平成 23 年度中措置&gt;</p>
<p>所管省庁</p>	<p>①③④ 内閣府、厚生労働省 ② 内閣府</p>